

令和3年度 同和対策審議会

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 国の同和対策の主な動向について
 - (2) 川口市の同和対策事業の現状について
 - ア 同和対策関係予算について
 - イ 同和対策啓発事業について
 - (3) その他
 - 人権意識調査(同和問題編)について
- 8 閉 会

同 和 対 策 審 議 会

会 議 資 料

日 時 令和3年10月21日（木）
午前10時30分から

場 所 人財育成センター
3階 セミナーホール

川 口 市 同 和 対 策 審 議 会

(1) 国の同和対策の主な動向

昭和35年 8月	同和対策審議会設置 同和問題を本格的に審議する機関として設けられた。
昭和40年 8月	同和対策審議会答申 昭和36年に内閣総理大臣から諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申があった。 その中で、同和問題の認識について、いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいじめるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であることから、問題解決のための諸施策の検討を行い、その実現をはかるべきである旨の答申をした。
昭和44年 7月	「同和対策事業特別措置法」公布・施行 同対審答申の内容を具体的に実施するための法律として10年間の時限法として制定された。 しかし、多くの問題が未解決となっていたため、3年間延長された。
昭和57年 4月	「地域改善対策特別措置法」施行 旧法による13年間の施策によって相当の成果が上がっているとしながらも、反省の上に立ち、新たな観点を加え、なお数年間事業を継続していく必要があるとして5年間の時限法として制定した。
昭和62年 4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 従前の特別法に基づく対策の成果と反省を踏まえ、特別対策の一般対策への移行を円滑に進めるため、財政上の特別措置を中心とした5年間の時限法として制定した。
平成 4年 3月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行 この法は、従来のが期限を迎えた時点で、生活実態・物的環境の改善等にかかわる事業が残っていることや心理的差別がいまだ十分に解消されていないことから、更に5年間継続すべく、一部を改正して制定した。
平成 5年 6月	「平成5年度同和地区実態把握等調査」実施 総務庁はこれまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な実態調査を実施した。

平成 7 年 1 2 月	「人権教育のための国連 1 0 年」推進本部の設置 平成 6 年 1 2 月の国連の決議（1 9 9 5 年から 2 0 0 4 年までの 1 0 年間を「人権教育のための国連 1 0 年」とする。）を受け、政府全体で人権教育の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を内閣に設置した。
平成 8 年 7 月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（政府大綱）」閣議決定 第 1 特定事業の一般対策への移行に関する法的措置等について 第 2 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について 第 3 今後の施策の適正な推進などについて公表した。
平成 9 年 3 月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行 従前の法の期限を迎え、特別対策は終了することを基本としつつ、完了が困難な 1 5 事業に限定して一般対策への円滑な移行のため、5 年間に限り経過措置を講じることとして制定した。
平成 9 年 3 月	「人権擁護施策推進法」施行 人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として、5 年間の時限立法として制定した。
平成 9 年 7 月	「人権教育のための国連 1 0 年に関する国内行動計画」策定 政府は、あらゆる場を通じた人権教育の推進や同和問題、女性、こども等の重要課題への対応などを取りまとめた国内行動計画を公表した。
平成 1 1 年 7 月	「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務、文部大臣及び総務庁長官に対して答申を提出した。
平成 1 2 年 1 2 月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布・施行 法律第 1 4 7 号 この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、議員立法により制定。
平成 1 3 年 5 月	「人権救済制度のあり方について」答申 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務大臣に対して答申を提出した。 この答申は、我が国における人権侵害の実情や救済にかかわる制度の状況を踏まえ、裁判外紛争処理の手法により、裁判前の解決を促すことによって、司法的救済を補完するとともに、被害者が司法的救済を得られるよう援助する機能をも果たすものとして、答申書を提出。
平成 1 3 年 1 2 月	「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」に対する意見募集実施 法務省・文部科学省では、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発推進法」第 7 条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）を策定し、その内容について意見募集を行なう。（募集期間 13. 12. 20～14. 1. 31）

平成 1 4 年 3 月	『人権擁護施策推進法』失効
平成 1 4 年 3 月	「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定 この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された。
平成 1 4 年 3 月	<u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効。</u> 最後の特別措置法である上記の法律が 3 月末日をもって失効したため、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了となる。
平成 2 8 年 1 2 月	<u>「部落差別の解消の推進に関する法律」公布・施行 法律第 1 0 9 号</u> この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別の解消の推進と、部落差別のない社会の実現を目的として、議員立法により制定。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(2) 川口市の同和対策事業の現状について

ア 同和対策関係予算について

令和3年度同和対策関係予算前年度対比

説明	令和3年度 (千円)	令和2年度 (千円)	比較増減 (千円)	備 考
1 報酬	87	87	0	
同和対策審議会委員報酬	87	87	0	
7 報償金	426	426	0	
講師等報償金	426	426	0	
8 旅費	178	213	-35	
普通旅費	178	213	-35	
10 需用費	542	640	-98	
消耗品費	537	540	-3	
食糧費	5	5	0	
印刷製本費	0	95	-95	
12 委託料	270	306	-36	
パンフレット等作成委託料	112	127	-15	
会場設営委託料	97	97	0	
看板等製作委託料	61	82	-21	
13 使用料及び賃借料	168	168	0	
会場借上料	112	112	0	
有料道路等使用料	6	6	0	
展示物借上料	50	50	0	
17 備品購入費	88	88	0	
庁用器具費	0	0	0	
図書購入費	88	88	0	
18 負担金・補助及び交付金	558	562	-4	
北足立郡市町同対協負担金	50	50	0	
同和対策事業助成金	280	280	0	
諸会議負担金	228	232	-4	
合 計	2,317	2,490	-173	
前年比(%)	-6.9	—		

イ 同和対策啓発事業について

(ア) 啓 発 資 料

◎ 市、県及び北足立郡市町同和対策推進協議会の啓発用品等の作成、及び貸出

(令和2年度実績)

啓 発 用 品 名	数 量	作 製 ・ 発 行	活 用 方 法
標語入りポスター（Ｂ３版）	1,350 枚 70 枚	川口市 埼玉県	・ 市公共施設・町会掲示板に掲示
新型コロナ関連ポスター	70 枚	埼玉県	・ 市公共施設に掲示
新型コロナ関連リーフレット	400 枚	埼玉県	・ 市公共施設に掲示
ポケットティッシュ（標語入）	18,000 個	川口市	・ 市公共施設窓口で配布
視聴覚教材の購入 （DVDソフト）	DVD 1 本	川口市	・ 各種研修会で使用
冊子「同和問題の解決をめざして」	350 部	埼玉県 （本 編 無償分200、有償分100） （資料編 有償分50）	・ 各種研修会で使用
冊子「同和問題の理解のために」	2,000 部	川口市 （主な内容）	・ 同和問題理解のための研修会 や講座等の資料とする。
例年作成している標語入り啓発グッズや冊子「同和問題の理解のために」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、人権を考える集いや各種研修会等が中止となったことで配付の機会がないため、作成を見合わせた。			

◎ 生涯学習課、人権教育推進協議会の各啓発資料等の作成及び配布

(令和2年度実績)

啓 発 資 料 名	数 量	作 成 ・ 発 行	活 用 方 法
冊子 「みんなで学ぶ人権問題」	820 部	川口市教育委員会生涯学習課 （主な内容） ・ 人権が尊重される社会をめ ざして ・ 様々な人権問題基礎知識	・ 人権問題理解のための研修会 や講座等で使用。 ・ 各種研修会等に活用 ・ 社会教育施設閲覧資料
「人間であること」 第47集	2,600 部	川口市・人権教育推進協議会 （主な内容） ・ 実践編 学校における人権教育実践例 ・ 資料編 同和問題の理解について 指導の手引き・人権教育の在り方 貸出DVDの紹介と内容説明 国や県からの資料	・ 校内研修や、自己研修が実施 しやすいよう編集し、人権教育 推進の一助とする。 ・ 差別の実態から人権教育の大 切さを強調する。 ・ 実践例、校内研修例等を紹介し 身近な問題とする。 ・ 教職員、公民館職員等に配布 ・ 校内研修、各種研修会に活用
マスク （みんなで学ぶ人権問題 のURL、QRコード入）	3,000 組	川口市人権教育推進協議会 （主な内容） ・ 様々な人権課題の啓発 ・ 冊子「みんなで学ぶ人権問題」 の紹介	・ 社会教育施設や研修会等で 配布。

(イ) 人権を考える集い

(平成元・2年度、一中略一、26～令和2年度)

開催日時・会場	主催・講演	内 容	講 師	備考(挨拶・配布物)
第1回 平成元年11. 29(金) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市 (後援) 川口市教育委員会	○講演 「暮らしと人権」	朝日新聞編集委員 前地域改善対策 協議会委員 『高木 正幸』	市長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入シャープペンシル 標語入ティッシュペーパー 参加者 380人
第2回 平成2年11. 27(火) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市・川口市教育委員会 川口市人権教育推進協議会 川口市PTA連合会	○講演 「日本人の 人権意識」 ○映画 「にんげんの詩」	東京都立大学 名誉教授 前地域改善対策 協議会会長 『磯村 栄一』	社会福祉部長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入ミニコンボ 標語入ティッシュペーパー やさしさにハロー 参加者 420人

途 中 省 略

第26回 平成26年11. 26(水) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「生きながら 生まれ変わる」 ○映画 「秋桜の咲く日」	歌手 『米良 美一』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入デスクメモ 標語入ティッシュペーパー 参加者 548人
第27回 平成27年11. 25(水) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール ※「川口市平和都市宣言 30周年記念平和と人権を 考える集い」として実施	同 上	○講演 「あの日、あの時、 あれから70年」 ○平和作文 表彰・発表	エッセイスト 『海老名 香葉子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入マグネット常備ライト 標語入ティッシュペーパー 参加者 558人
第28回 平成28年11. 29(火) 午後1時30分～4時10分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「命・大切に、 思うこと」 ○映画 「光射す空へ」	タレント 『稲川 淳二』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入貼ってはがせるペン&メモ 標語入ティッシュペーパー 参加者 618人
第29回 平成29年11. 28(火) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「自分らしく 生きる」 ○映画 「風の匂い」	ノンフィクション作家 『吉永 みち子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入ポイントカードケース 標語入ティッシュペーパー 参加者 557人
第30回 平成30年11. 26(月) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「一人ひとりが輝いて」 ○映画 「わっかカフェへようこそ」	弁護士 『住田 裕子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入クリーンケット 標語入ティッシュペーパー 参加者 571人
第31回 令和2年2. 7(金) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同 上	○講演 「ファインダー越しに 見た命の現場」 ○映画 「ありのまま生きる」	戦場カメラマン 『渡部 陽一』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入袋とじ丸 標語入ティッシュペーパー 参加者 585人
第32回(令和2年度)	新型コロナウイルス感染症対策のため中止			

(ウ) 職 員 研 修(職員課 他)

(昭和61年度、一中略一、平成28～令和2年度)

年 度	対 象	方 法	目 的	主 な 内 容	備 考
昭和 61	部長職	講義 映画	同和問題について、正しい理解と認識を得、公務員として同和問題解決のため、適切な助言指導が常に行えるようにする。	○講義同和問題の現状と課題 ○映画・部落の歴史2・3巻	1回 17人
	主任までの職員				1,032人

途 中 省 略

平成 28	新任職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/4 1回 235人 講師 同対主幹
	課長補佐級	講義		○講義「人権問題の現状と課題」	11/25 2回 168人 講師 藤田源市
	課長補佐級	講義		○講義「人権問題の課題」	11/28 2回 145人 講師 県人権推進課 永井 茂
	課長補佐級	講演 DVD		○講演「命・大切に、思うこと」 ○DVD「光射す空へ」	11/29 1回 41人 講師 稲川 淳二
	主事・技師昇任前	講義		○講義「人権問題を考える」	1/17 1回 153人 講師 県人権推進課 金子 保夫
平成 29	新任職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/3 1回 272人 講師 同対主幹
	係長級	講演 DVD		○講演「自分らしく生きる」 ○DVD「風の匂い」	11/28 1回 42人 講師 吉永 みち子
	係長級	講義		○講義「人権問題の現状と課題」	11/29・12/1 3回 537人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	係長級	講義		○講義「人権問題の現状と課題」	11/30 2回 222人 講師 藤田源市
	主事・技師昇任前	講義		○講義「人権問題を考える」	1/17 1回 181人 講師 同対主幹
平成 30	新採職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/2 1回 246人 講師 同対副主幹
	主任級	講義		○講義「人権問題の現状と課題」	11/29 8回 401人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	主任級	講義		○講義「人権問題の課題」	12/18 2回 271人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「一人ひとりが輝いて」 ○DVD「わっか・カフェへようこそ」	11/26 1回 20人 講師 住田 裕子
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義「人権問題を考える」	1/18 1回 159人 同対副主幹
令和 元	新採職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「新・人権入門」	4/2 1回 210人 講師 同対主幹
	主事級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/11他 10回 641人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	主事級	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	12/13 2回 83人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講演「ファインダー越しに見た命の現場」 ○DVD「ありのまま生きる」	2/7 1回 60人 講師 渡部 陽一
	主事・技師昇任前職員	講義		○講義「人権問題を考える」	1/17 1回 159人 講師 同対主幹
令和 2	新採職員	講義 DVD	同 上	○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 199人 中止 資料配付のみ
	部長・次長・課長	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/25 3回 124人 講師 県人権推進課 須藤 一郎
	部長・次長・課長	講義		○講義「現代の人権問題の課題」	8/26 2回 88人 講師 藤田源市
	区分なし	講演 DVD		○講義 ○DVD	11/26 1回 中止
	主事・技師昇任前職員	講義		○新型コロナ対策のため資料の配布	1/15 中止 資料配付のみ

(エ) 派遣研修

(令和2年度実績)

研修名	主催	会場・人数	期日(実日数)
人権行政連絡会議	埼玉県	※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
第18回人権フェスティバル	北足立郡市町同和対策推進協議会	新座市民会館 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	10月16日(1日)
人権啓発パネル展	北足立郡市町同和対策推進協議会	蕨市中央公民館、上尾市役所、新座市栄公民館	11月5日～ 11月21日
人権・同和問題研修会	北足立郡市町同和対策推進協議会	※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
北足立地区人権教育研究集会	北足立地区人権教育研究集会実行委員会	蕨市市民会館 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	1月26日(半日)
視察研修	北足立郡市町同和対策推進協議会	※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	
人権・同和問題研修会	埼玉人権啓発企業連絡会	大宮ソニックシティ ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	12月11日(半日)
企業トップクラス&公正採用 選考人権啓発推進員研修会	川口公共職業安定所 川口市	※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	

(オ) 公正採用選考人権啓発推進員研修会

(昭和58, 59年度、一中略一、平成28～令和2年度)

開催日時	会場	主催・協賛・後援	内容	講師	市の出席者
S59年 1月20日(金) 午後1時00分	浦和 市民会館	(主)埼玉県労働部 川口・大宮・浦和 公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市他10市1町	○講演 「同和問題について」 ○事例発表「企業内における同和研修」 ○映画上映 「美しい季節」	埼玉県教育局 同和教育課長 関根 武義 日産ディーゼル(株) 人事課長 桒原 靖彦	【労政課】 牧田主事 【福祉課】 中村係長
S59年 12月 7日(金) 午後1時30分	川口 青木会館	(主)埼玉県労働部 川口公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市・戸田市 蕨市・鳩ヶ谷市	○講演 「就職差別について」 ○映画上映 「太陽の涙」	埼玉県立川越 工業高校 進路指導主事 安田 嘉男	【労政課】 佐々木係長 【福祉課】 中村補佐

途中省略

平成28年 2月26日(金) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンディア」	同上	○講演 「人権問題の現状と課題」 ○報告 「公正な採用選考」及び 「障害者差別禁止・合理的配慮」 について 116名	県人権推進課 専任講師 永井 茂	【総務課】 白藤主任 【職員課】 諏訪主査 【労政課】 山野邊主任
平成29年 2月24日(金) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンディア」	同上	○講演 「企業の社会的責任と身近にある人権課題」 ○ビデオ上映 「フェアな会社で働きたい」 ○「公正な採用選考」について 109名	県人権推進課 専任講師 金子 保夫	【総務課】 森主幹 【職員課】 石川主任 【労政課】 竹内係長
平成30年 2月20日(火) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンディア」	同上	○講演 「企業の社会的責任と身近にある人権課題」 ○ビデオ上映 「人権啓発は企業にどんな力をもたらすのか」 100名	県人権推進課 専任講師 須藤 一郎	【総務課】 米澤副主幹 【経営支援課】 山野邊主任
平成31年 2月21日(木) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンディア」	同上	○講演 「企業活動と身近な人権問題」 ○講義 「精神・発達障害しごと サポーター養成講座」 125名	県人権推進課 専任講師 新井 茂登	【総務課】 梶間副主幹 【経営支援課】 山野邊主任 【職員課】 吉川主任
令和2年 2月27日(木) 午後2時00分	キュボ・ラ 「フレンディア」	同上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】
令和3年 2月	キュボ・ラ 「フレンディア」	同上	※新型コロナウイルス感染症 対策のため中止	県人権推進課 専任講師	【総務課】 【経営支援課】 【職員課】

(カ) 社会人権・同和教育

(令和2年度実績)

研修会等の名称	対 象	方法	目 標	主な内容	備考
人権問題 理解講座 (初級コース) ※新型コロナウイルス感染症 防止のため中止	○一般市民 ○社会教育関係 団体 ○公民館職員	・講義 ・質疑 ・話し合い ・映画上映	○各公民館地区住民等を対象 に、人権尊重をテーマにした 学習機会を提供し、部落差別 をはじめとする様々な差別を 解消するための啓発を推進す る。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義、参加型体験学習	
人権問題 専門講座 (中級コース) ※新型コロナウイルス感染症 防止のため中止	○社会教育関係 団体 ○一般市民 ○公民館職員	・講義 ・質疑 ・話し合い ・映画上映 ・参加体験 型学習	○各施設利用団体リーダー及び 公民館職員等を対象に、基本 的人権を尊重する心や態度を 培うため、差別問題(部落差 別、一般差別)について正し い認識を深め、地域において 人権問題についての話し合いの 核となる市民を養成する。	○みんなで学ぶ人権問題 (全般) ○人権啓発映画視聴等 ○講義、参加型体験学習 ○講師による講演	
社会人権教育 指導者養成講座 (上級コース) ※新型コロナウイルス感染症 防止のため中止	○一般市民 ○市人推協委員 ○公民館職員	・映画上映 ・講演	○人権を尊重し合う共生社会実 現のため、市民が人権尊重の 意識を高め、自他の基本的人 権や多様な考えを認め合う、 共生の心を醸成するための リーダーを育成する。	○人権啓発映画視聴 ○講師による講演 ○社会人権・同和教育の 推進 ○差別解消について ○常時、市民として、指 導者としてなすべきこと を考える姿勢	(平成2年度 から「人権を 考える集い」 と合同開催)
PTA役員対象 人権教育研修会 ※新型コロナウイルス感染症 防止のため中止	各校・園の PTA役員	・映画上映 ・講演	○人権を尊重し合う共生社会実 現のため、市民が人権尊重の 意識を高め、自他の基本的人 権や多様な考えを認め合う、 共生の心を醸成するための リーダーを育成する。	○人権教育映画視聴 ○地域・家庭における人 権・同和教育の推進 ○差別解消について	昭48年度 以降毎年実施 (平成2年度 から「人権を 考える集い」 と合同開催)
川口市人権教育 推進協議会委員 研修 ※新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から総会は 書面表決、研修会は動画視 聴とした。	川口市人権教育 推進協議会委員	・総会(書 面表決)	○川口市における人権教育の推 進を図り、同和問題をはじめ とする様々な人権問題を解消 し、もって、明るい地域社会 の形成に寄与する。	○令和元年度事業報告等 及び令和2年度役員選 出等	
		・研 修 会 (動画視 聴)	○様々な人権問題について、差 別の現実から具体的に学ぶこ とを通し、理解の深化と意識 の向上を図る。	○ハンセン病についての 講演	

(キ) 学校人権・同和教育

(令和2年度実績)

研修会等の名称	対象	方法	目 標	主 な 内 容	備考
人権教育理解研修会 (※中堅教諭等資質向上研修を兼ねる)	中堅教諭等資質向上研修対象者 (※採用後10年程度の経験を経た教員)	講義 演習	○同和問題をはじめとして様々な人権課題についての理解を図り、実践力と資質の向上を図る。 ○人権感覚育成プログラムの実践が出来るよう指導するとともに、部落差別解消法の周知を図る。	○講義 ・人権教育について ・国・県・市の施策 ・個別の人権課題 同和問題・外国人等 ○人権感覚育成プログラムの演習 ○会場：SKI Pシティ	1回 89人 昭49年度以降 毎年実施
人権教育主任研修会 【動画視聴により実施】	各校の人権教育主任	講義	○人権教育主任が、校内研修の中心となって、研修・実践を推進できるように指導力の向上を図る。 ○人権教育DVDを校内研修で活用できるよう指導する。	○人権教育・同和教育の在り方について ○身分制度の学習を指導する際の留意点 ○人権教育DVDの紹介 ○会場：各校	1回 82人
人権教育現地研修会 【中止】	各校の人権教育担当者	現地研修	○現地見学を通して様々な人権問題を理解するとともに、今後の学校教育において、人権教育の中心的な役割を果たすため指導力の向上を図る。	○国立ハンセン病資料館の見学及び講義 ○会場：国立ハンセン病資料館	1回 41人 (予定)
人権教育管理職研修会 【中止】	各校の校長 (隔年で校長と教頭)	講義 研究協議	○学校における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る ○人権教育主任のアドバイザーとして、研修、実践の推進を図る	○講演「児童虐待について」 ○講師 大正大学心理社会学部臨床心理学科教授 玉川 邦夫 氏 ○会場：川口市立高等学校	1回 82人 (予定) 昭59年度以降 毎年実施
公立学校人権教育担当者研修会 兼人権感覚育成指導者研修会 (県教委主催) 【中止】	小・中・高各校の人権教育担当	講義 事例発表 人権教育推進上の留意点等について	○人権教育担当の研修として各教科、領域における人権教育の展開を図る ○「人権感覚育成プログラム(学校教育編)」の各学校での活用を促進するための指導者を養成する。	○人権教育担当への啓発 ○学校における人権教育の推進 会場：クレアこうのす(小・中) さいたま市民会館うらわ(高)	1回 80人 (予定)
北足立地区人権教育研究集会 【中止】	教員 社会教育担当者 学校教育担当者 行政担当者 公民館長	講演 実践報告	○差別の実態とその要因を明確にし、校内研修推進に役立てる ○学校等における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る	○全体研修 ○分科会 会場：蕨市民会館	1回 60人 (予定)
人権教育実践報告会 【中止】	保幼小中高等学校教員、 公民館職員 人推協委員	研究協議 実践報告	○人権教育に関する理論について研修し、実践方法資質の向上を図る。	○人権作文発表 ○部会ごとの研修 会場：	1回 60人 (予定)

(令和2年度実績)

研修会等の名称	対象	方法	目 標	主 な 内 容	備考
小中学校長人権教育研修会 (県教委主催) 【中止】	小・中学校長、指導主事	講義 実践報告 研究協議	○教育現場における、より効果的な人権教育の推進を図る	情報提供、啓発映画視聴 会場：さいたま市民会館 うらわ	1回 79人 (予定)
人権教育校内研修会	各校教職員	講義 研究協議 等	○教職員が人権啓発教育について正しい理解と人権感覚を身に付け指導力の高揚を図る。	会場：各市立学校 実施学校82校	1回 2,300人
指導主事研修会	指導主事	研究協議	○指導主事の研修として、各教科、領域における人権教育の展開を図る。	○指導主事の啓発 講師：指導主事 会場：教育研究所	1回 27人

○川口市同和対策審議会条例

〔 昭和 5 4 年 8 月 2 2 日
条 例 第 2 7 号 〕

(設置)

第 1 条 同和対策の推進を図るため、川口市同和対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、同和対策に関する重要事項について、調査審議するとともに、市長に必要な提言を行なうことができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 民間団体の代表者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 4 日条例第 1 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

川口市同和対策審議会委員名簿

任期＝令和３年８月２５日～令和６年８月２４日（順不同）

委嘱区分	委 員 名	備 考
知 識 経 験 者	植木 竜太	（再任） 弁護士
	落合 和弘	（新任） 人権擁護委員
	備藤 泰充	（新任） 人権擁護委員
	平田 敦子	（新任） 社会教育委員
	久保 啓子	（新任） 公民館運営審議会委員
	矢島 健	（新任） 保護司
	新井 絹江	（新任） 民生委員・児童委員
	石川 庸子	（新任） 市内学校長
	久保田 誠司	（新任） 川口商工会議所（経済団体）
	折原 直人	（新任） 公募委員
民間団体 の代表者	石渡 翠	（新任） PTA連合会副会長
	萩原 利夫	（再任） 人権教育推進協議会会長

_____ x _____

令和元年度人権意識調査結果

～同和問題編～

～基本的人権が尊重されるために～

私たちは、かけがえのない、一人の人間として尊重され、また、幸せな生活を送りたいと思っています。

そして、日本国憲法では、この人間としての当然の願いである、侵すことのできない永久の権利として、「基本的人権」を保障しています。

しかし、現実には、日常生活のいろいろな面でいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいます。同和地区に生まれ育ったというだけで、本人の人柄とは関係もなく交際を避けられたり、結婚を取りやめられるというような問題を抱える人々がいるのです。

このように同和問題は基本的人権に関わる社会問題であり、一日も早く解決していくことが、私たち一人ひとりの課題なのです。

～同和問題（部落差別）とは～

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚を取りやめたりすることは差別であり、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

（埼玉県発行「同和問題の解決をめざして」より）

1. 調査の概要

(1)調査の目的

人権に関する住民の意識の現況及び前回調査（平成 26 年度実施）結果からの動向を把握し、人権行政と人権教育の成果を図ることにより、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効率的に推進するための基礎資料とし、もって「住民一人ひとりの人権が尊重される社会」が実現することを目的とする。

(2)調査の方法

調査対象者	18 歳以上の北足立郡内（13 市 1 町）に在住する市町民
対象人数	2,700 人
抽出方法	令和元年 9 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく層化無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収、無記名回答
調査期間	令和元年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

(3)回収結果

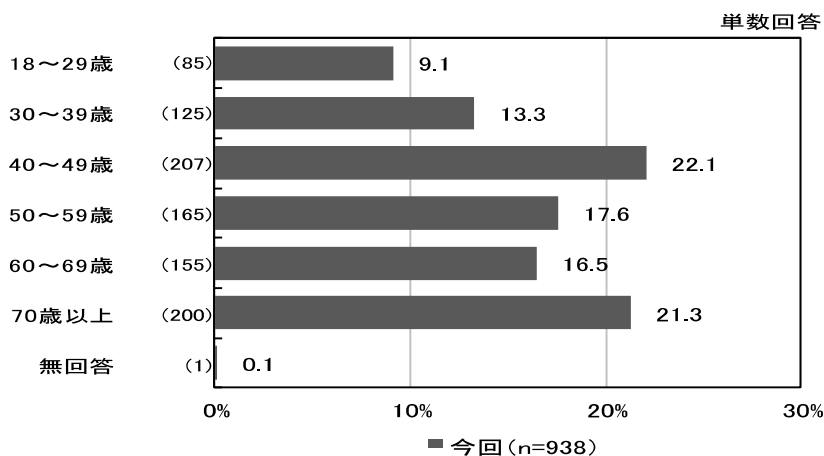
発送数	回収数	回収率
2,700	938	34.7%

(4)市町別抽出数

市：200 人×13 市＝2,600、町：100 人×1 町＝100、合計：2,700

2. 回答者の属性

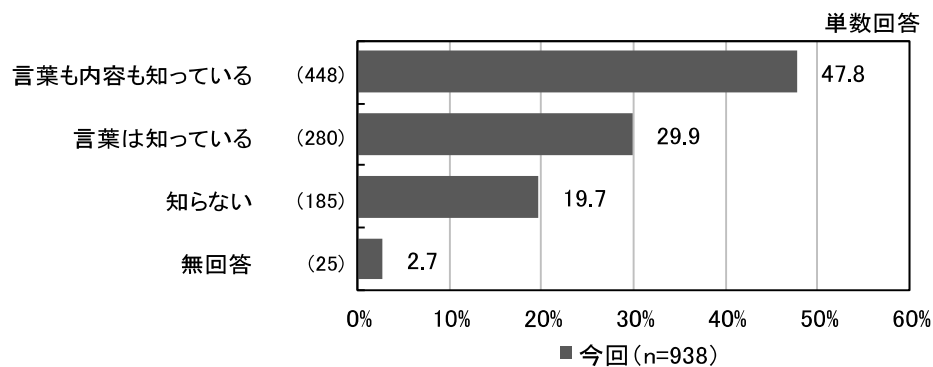
回答者の構成年齢は、「40～49 歳」が 22.1%で最も多く、次いで「70 歳以上」が 21.3%、「50～59 歳」が 17.6%と続いている。



3. 同和問題に係る調査結果の概要

- あなたは、同和問題について知っていますか。次の中から1つお選びください。

「言葉も内容も知っている」が47.8%で最も高く、次いで「言葉は知っている」が29.9%、「知らない」が19.7%と続いている。



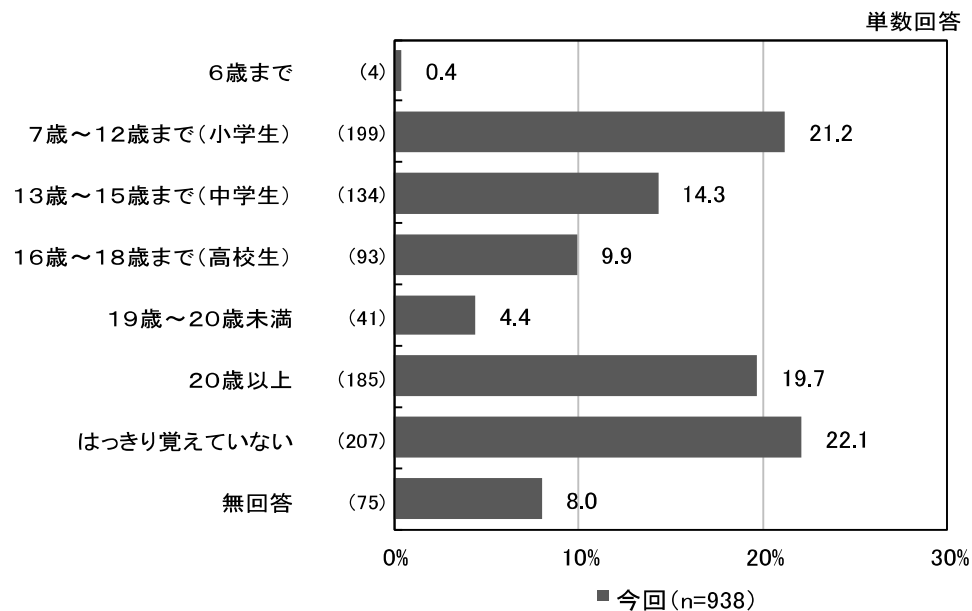
【年齢別】

年齢別で見ると、18～29 歳で「知らない」、30 歳以上で「言葉も内容も知っている」がそれぞれ最も高くなっている。また、18～29 歳で「言葉も内容も知っている」は29.4%にとどまっている。

選択項目	年齢					
	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
言葉も内容も知っている	29.4%	46.4%	43.5%	56.4%	53.5%	49.0%
言葉は知っている	21.2%	24.8%	35.7%	25.5%	29.7%	34.5%
知らない	48.2%	27.2%	20.3%	15.8%	15.5%	9.0%
無回答	1.2%	1.6%	0.5%	2.4%	1.3%	7.5%

- あなたが同和問題について初めて知ったのは、いつ頃ですか。次の中から1つお選びください。

「はっきり覚えていない」が22.1%で最も高く、次いで「7歳～12歳まで（小学生）」が21.2%、「20歳以上」が19.7%と続いている。



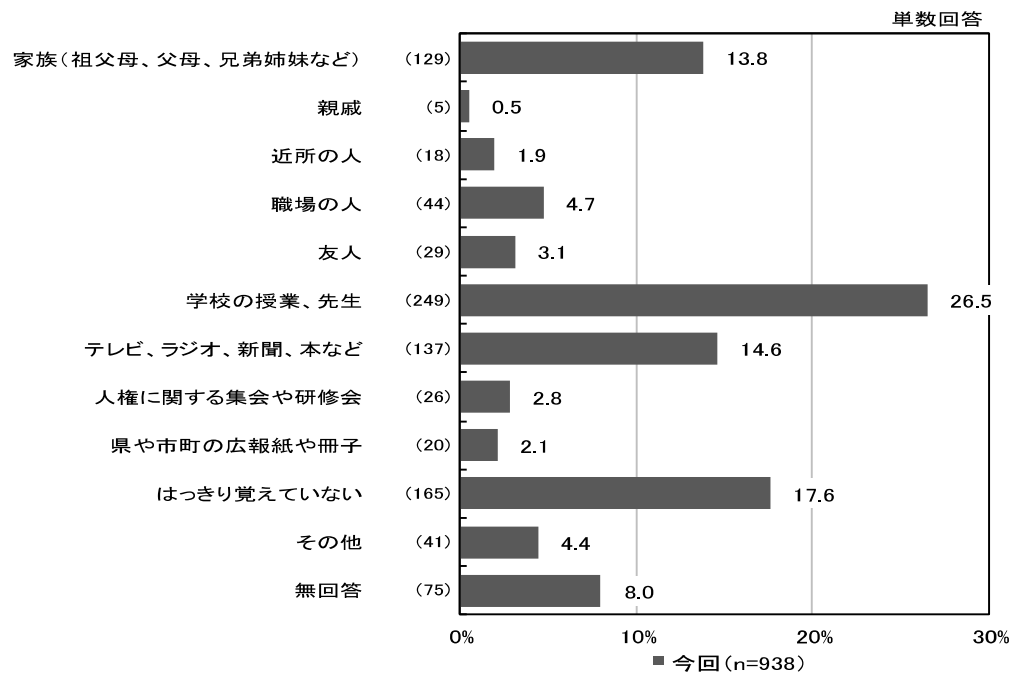
【年齢別】

年齢別で見ると、18～29歳で「はっきり覚えていない」、30～59歳で「7歳～12歳まで（小学生）」、60～69歳で「13歳～15歳まで（中学生）」と「20歳以上」、70歳以上で「20歳以上」がそれぞれ最も高くなっている。

選択項目 \ 年齢	年齢					
	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
6歳まで	0.0%	0.0%	0.5%	0.6%	0.0%	1.0%
7歳～12歳まで（小学生）	7.1%	30.4%	35.3%	28.5%	11.6%	8.5%
13歳～15歳まで（中学生）	11.8%	8.8%	12.6%	18.2%	20.6%	12.5%
16歳～18歳まで（高校生）	8.2%	5.6%	4.8%	7.3%	17.4%	15.0%
19歳～20歳未満	5.9%	1.6%	1.9%	4.2%	7.1%	6.0%
20歳以上	16.5%	23.2%	15.0%	17.6%	20.6%	24.5%
はっきり覚えていない	38.8%	20.8%	22.7%	17.6%	18.1%	22.0%
無回答	11.8%	9.6%	7.2%	6.1%	4.5%	10.5%

- あなたが同和問題について初めて知ったのは、誰(なに)からですか。次の中から1つお選びください。

「学校の授業、先生」が26.5%で最も高く、次いで「はっきり覚えていない」が17.6%、「テレビ、ラジオ、新聞、本など」が14.6%と続いている。



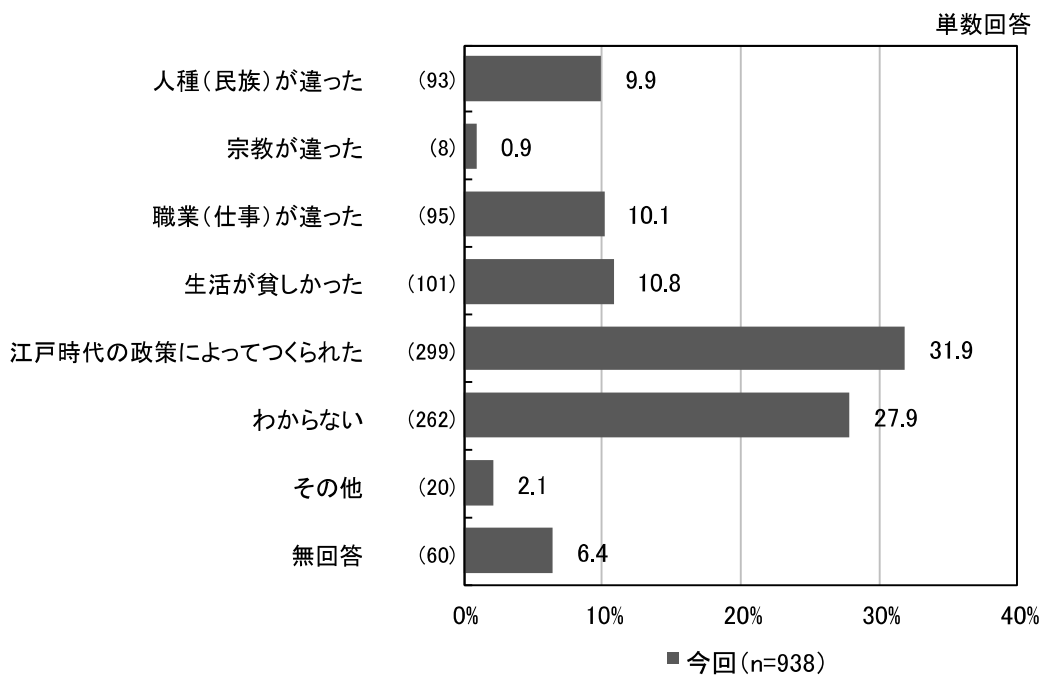
【年齢別】

年齢別で見ると、18～29歳で「はっきり覚えていない」、30～69歳で「学校の授業、先生」、70歳以上で「テレビ、ラジオ、新聞、本など」がそれぞれ最も高くなっている。また、「家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)」が60～69歳で21.3%と他の年代に比べて高くなっている。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)	11.8%	3.2%	11.1%	17.6%	21.3%	15.0%
親戚	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.3%	1.0%
近所の人	0.0%	0.0%	1.0%	0.6%	3.9%	4.5%
職場の人	0.0%	3.2%	2.4%	7.9%	4.5%	7.5%
友人	0.0%	0.8%	1.4%	4.2%	3.9%	6.0%
学校の授業、先生	21.2%	38.4%	40.6%	32.1%	21.9%	6.0%
テレビ、ラジオ、新聞、本など	9.4%	11.2%	11.6%	12.1%	14.2%	24.5%
人権に関する集会や研修会	2.4%	1.6%	0.5%	0.6%	5.2%	5.5%
県や市町の広報紙や冊子	3.5%	1.6%	0.5%	1.8%	1.9%	4.0%
はっきり覚えていない	30.6%	21.6%	17.9%	13.3%	14.2%	15.5%
その他	8.2%	8.8%	5.3%	3.0%	3.2%	1.0%
無回答	12.9%	9.6%	7.7%	6.1%	4.5%	9.5%

- あなたは同和問題の起こりについて、どのように受けとめていますか。次の中から1つお選びください。

「江戸時代の政策によってつくられた」が31.9%で最も高く、次いで「わからない」が27.9%、「生活が貧しかった」が10.8%と続いている。



【年齢別】

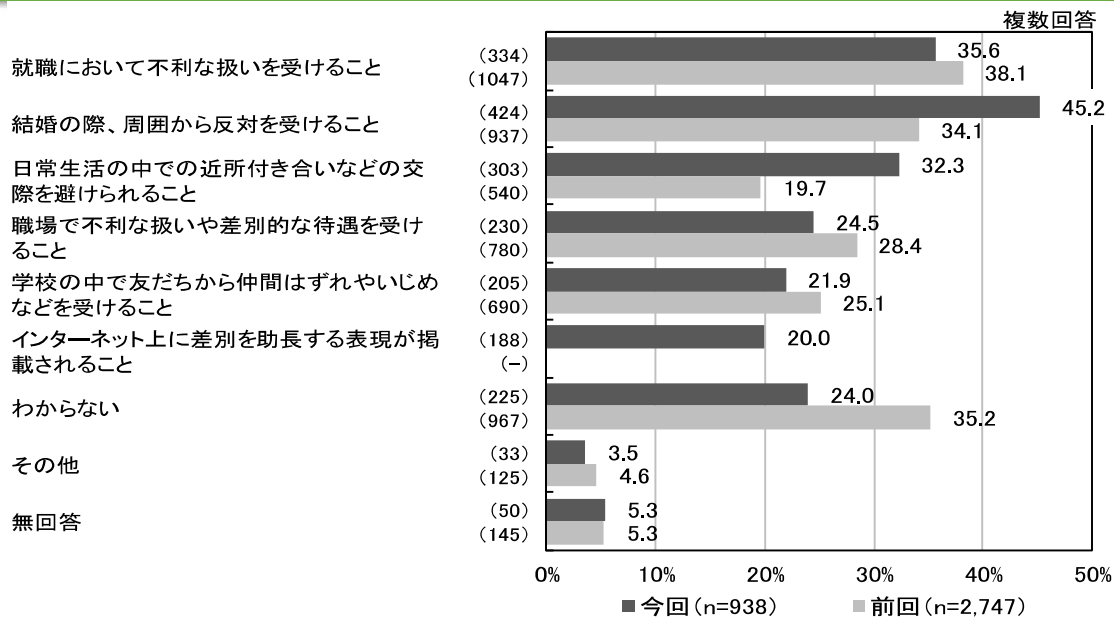
年齢別で見ると、18～49歳で「わからない」、50歳以上で「江戸時代の政策によってつくられた」がそれぞれ最も高くなっている。特に、18～29歳で「わからない」が43.5%と他の年代に比べて高くなっている。

選択項目	年齢					
	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
人種(民族)が違った	12.9%	10.4%	8.2%	7.3%	8.4%	13.5%
宗教が違った	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	1.9%	1.0%
職業(仕事)が違った	7.1%	4.8%	8.7%	6.1%	12.9%	17.5%
生活が貧しかった	7.1%	12.8%	13.0%	12.7%	14.2%	4.5%
江戸時代の政策によってつくられた	17.6%	28.0%	29.5%	43.0%	31.6%	33.5%
わからない	43.5%	35.2%	30.9%	24.2%	24.5%	19.5%
その他	2.4%	1.6%	2.9%	1.8%	2.6%	1.5%
無回答	9.4%	7.2%	5.3%	4.8%	3.9%	9.0%

- 同和問題に関する事柄で、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまでお選びください。

「結婚の際、周囲から反対を受けること」が45.2%で最も高く、次いで「就職において不利な扱いを受けること」が35.6%、「日常生活の中での近所付き合いなどの交際を避けられること」が32.3%と続いている。

前回調査と比較すると、「日常生活の中での近所付き合いなどの交際を避けられること」が12.6ポイント増加、「結婚の際、周囲から反対を受けること」が11.1ポイント増加、「わからない」が11.2ポイント減少している。



※「インターネット上に差別を助長する表現が掲載されること」の選択肢は、今回から新しく設けられた選択肢のため、前回の数値は記載されていない。

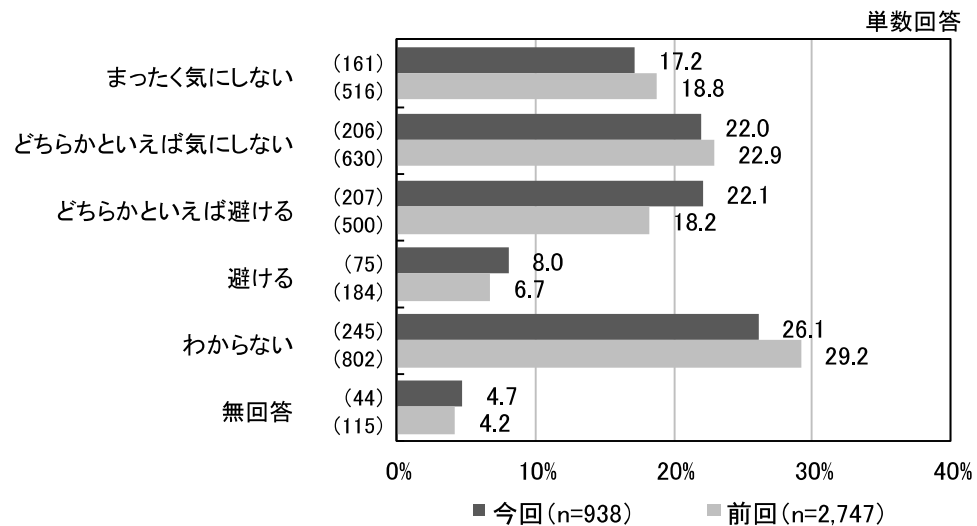
【年齢別】

年齢別で見ると、18～29歳で「わからない」、30歳以上で「結婚の際、周囲から反対を受けること」がそれぞれ最も高くなっている。また、40～59歳で「インターネット上に差別を助長する表現が掲載されること」が20%台、70歳以上で「日常生活の中での近所付き合いなどの交際を避けられること」が37.5%と他の年代に比べて高くなっている。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
就職において不利な扱いを受けること	29.4%	37.6%	36.7%	32.7%	39.4%	35.0%
結婚の際、周囲から反対を受けること	30.6%	41.6%	44.9%	41.8%	52.3%	51.5%
日常生活の中での近所付き合いなどの交際を避けられること	22.4%	32.0%	32.4%	32.1%	31.0%	37.5%
職場で不利な扱いや差別的な待遇を受けること	31.8%	25.6%	27.1%	24.2%	18.7%	22.5%
学校の中で友だちから仲間はずれやいじめなどを受けること	14.1%	26.4%	25.6%	23.0%	16.8%	21.5%
インターネット上に差別を助長する表現が掲載されること	18.8%	17.6%	25.6%	23.6%	17.4%	15.5%
わからない	36.5%	20.0%	23.7%	23.6%	26.5%	20.0%
その他	0.0%	2.4%	4.3%	5.5%	4.5%	2.5%
無回答	7.1%	6.4%	2.9%	3.6%	1.9%	10.5%

- あなたは、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区であった場合、避けることがありますか。次の中から1つお選びください。

「わからない」が26.1%で最も高く、次いで「どちらかといえば避ける」が22.1%、「どちらかといえば気にしない」が22.0%と続いている。
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっている。



【年齢別】

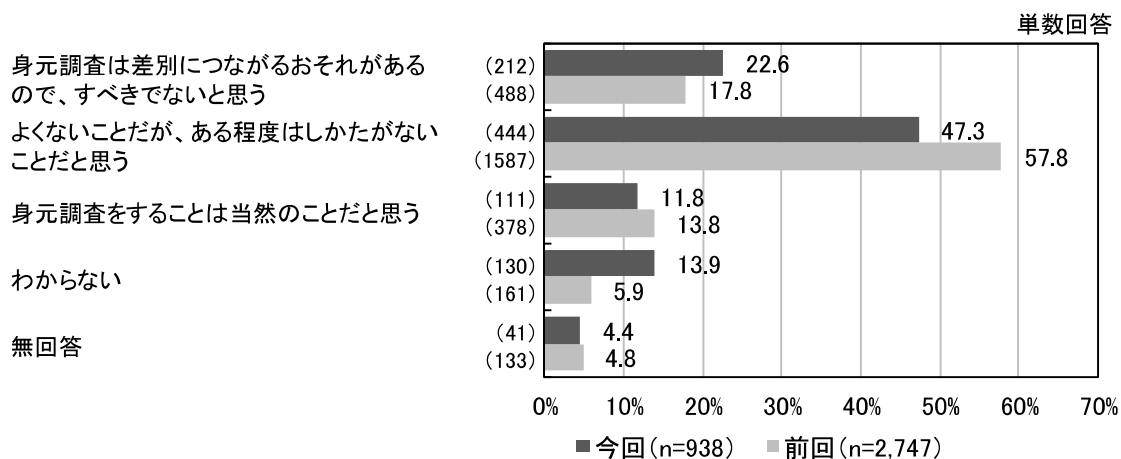
年齢別で見ると、18～29歳で「わからない」が45.9%、30～39歳で「まったく気にしない」が26.4%と他の年代に比べて高くなっている。その他の年代では、年代によって回答にばらつきが見られる。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
まったく気にしない	12.9%	26.4%	16.9%	15.2%	16.8%	15.5%
どちらかといえば気にしない	21.2%	14.4%	19.3%	20.0%	25.2%	28.5%
どちらかといえば避ける	10.6%	18.4%	25.1%	26.7%	22.6%	22.0%
避ける	3.5%	10.4%	11.6%	8.5%	6.5%	5.5%
わからない	45.9%	24.8%	23.7%	26.1%	27.7%	20.0%
無回答	5.9%	5.6%	3.4%	3.6%	1.3%	8.5%

- あなたは、結婚や就職時の身元調査について、どのようにお考えですか。次の中から1つお選びください。

「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」が47.3%で最も高く、次いで「身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきでないと思う」が22.6%、「わからない」が13.9%と続いている。

前回調査と比較すると、「わからない」が8.0ポイント増加、「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」が10.5ポイント減少している。



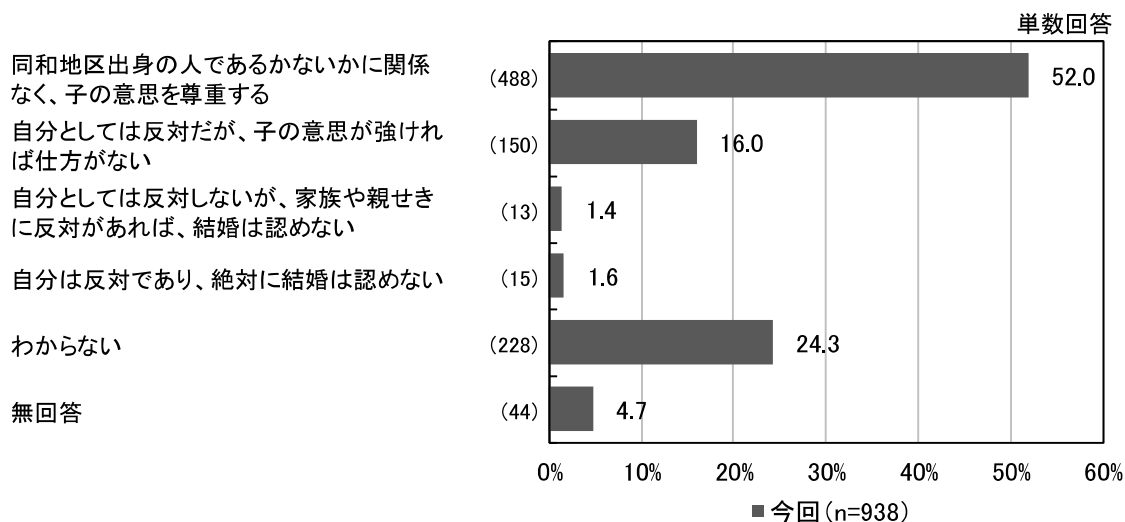
【年齢別】

年齢別で見ると、すべての年代で「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」が最も高く、特に18～29歳と50～59歳で50%台と高くなっている。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきでないと思う	15.3%	22.4%	28.5%	16.4%	26.5%	22.0%
よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う	50.6%	45.6%	45.4%	54.5%	47.1%	43.0%
身元調査をすることは当然のことだと思う	11.8%	11.2%	9.7%	12.1%	10.3%	15.5%
わからない	17.6%	14.4%	13.0%	14.5%	14.8%	11.5%
無回答	4.7%	6.4%	3.4%	2.4%	1.3%	8.0%

- あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとした場合、あなたはどのように対応しますか。次の中から1つお選びください。

「同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する」が52.0%で最も高く、次いで「わからない」が24.3%、「自分としては反対だが、子の意思が強ければ仕方がない」が16.0%と続いている。



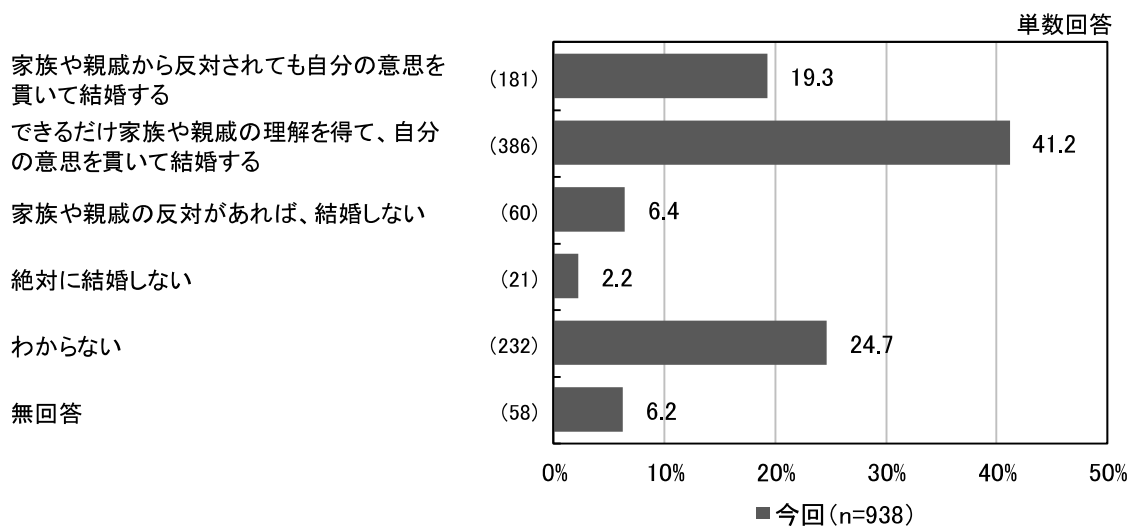
【年齢別】

年齢別で見ると、すべての年代で「同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する」が最も高くなっている。また、「自分としては反対だが、子の意思が強ければ仕方がない」が70歳以上で24.5%と他の年代に比べて高くなっている。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する	47.1%	59.2%	53.6%	46.1%	56.8%	49.0%
自分としては反対だが、子の意思が強ければ仕方がない	7.1%	13.6%	15.0%	14.5%	14.8%	24.5%
自分としては反対しないが、家族や親せきに反対があれば、結婚は認めない	0.0%	0.8%	1.9%	2.4%	1.9%	0.5%
自分は反対であり、絶対に結婚は認めない	1.2%	0.8%	2.4%	1.8%	1.9%	1.0%
わからない	37.6%	20.8%	24.2%	31.5%	23.2%	16.0%
無回答	7.1%	4.8%	2.9%	3.6%	1.3%	9.0%

- あなたが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であるとわかった場合、あなたは
どうされますか。次の中から1つお選びください。

「できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」が41.2%で最も高く、次いで「わからない」が24.7%、「家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する」が19.3%と続いている。



【年齢別】

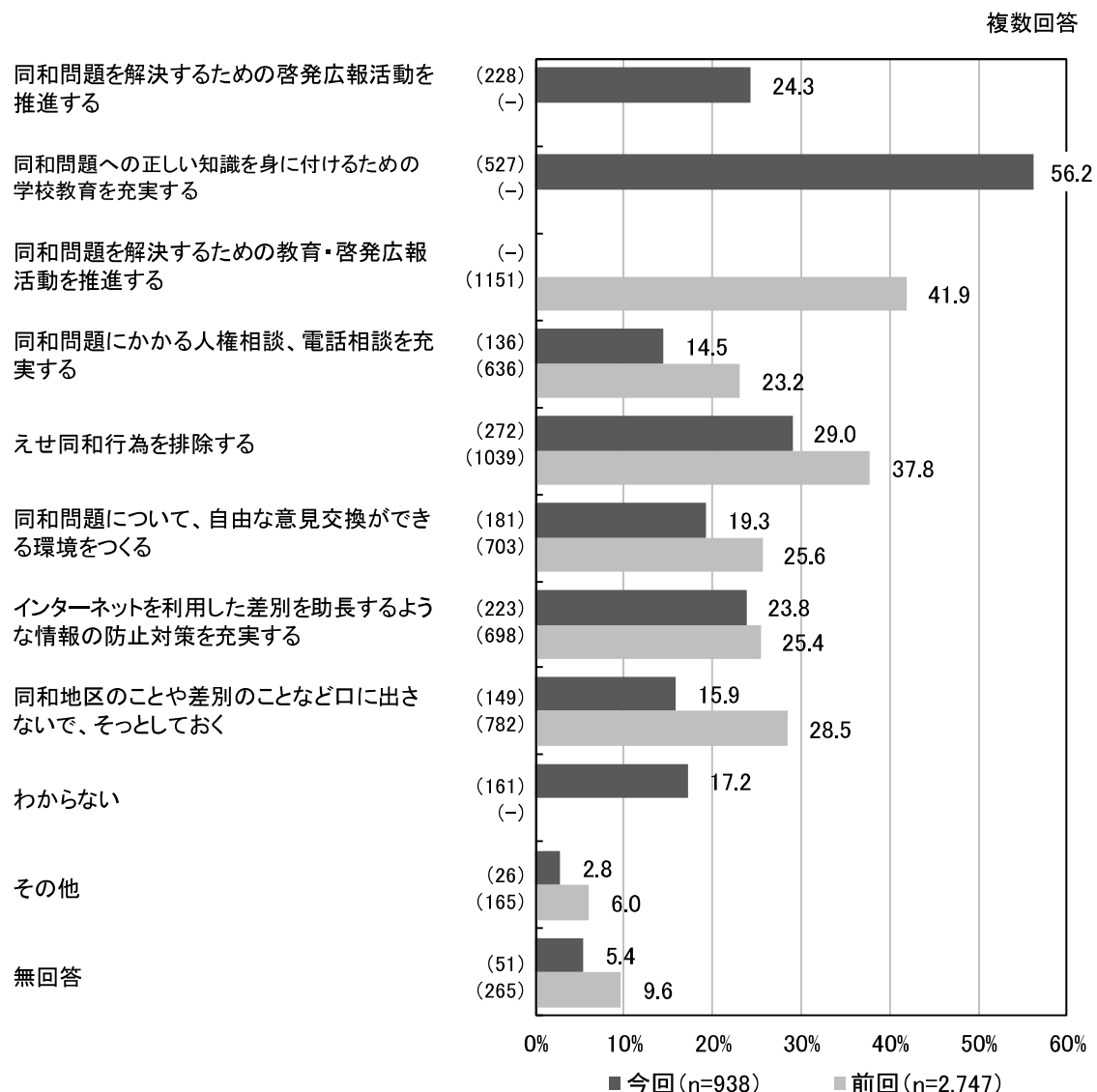
年齢別で見ると、すべての年代で「できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する」が最も高く、特に30～49歳で40%台と高くなっている。また、「わからない」が18～29歳で36.5%と他の年代に比べて高くなっている。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
家族や親戚から反対されても自分の意思を貫いて結婚する	15.3%	21.6%	18.8%	21.8%	23.2%	15.0%
できるだけ家族や親戚の理解を得て、自分の意思を貫いて結婚する	38.8%	48.8%	46.4%	37.6%	36.8%	38.0%
家族や親戚の反対があれば、結婚しない	1.2%	1.6%	5.8%	8.5%	5.8%	11.0%
絶対に結婚しない	1.2%	1.6%	2.4%	2.4%	3.2%	2.0%
わからない	36.5%	22.4%	21.3%	25.5%	26.5%	23.0%
無回答	7.1%	4.0%	5.3%	4.2%	4.5%	11.0%

- あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。

「同和問題への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実する」が56.2%で最も高く、次いで「えせ同和行為を排除する」が29.0%、「同和問題を解決するための啓発広報活動を推進する」が24.3%と続いている。

前回調査と比較すると、「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておく」が12.6ポイント減少、「えせ同和行為を排除する」が8.8ポイント減少、「同和問題にかかる人権相談、電話相談を充実する」が8.7ポイント減少、「同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる」が6.3ポイント減少している。



※「同和問題を解決するための啓発広報活動を推進する」と「同和問題への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実する」の選択肢は、前は「同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」となっていたため、今回は別々に掲載している。また、「わからない」の選択肢は、今回から新しく設けられた選択肢のため、前回の数値は記載されていない。

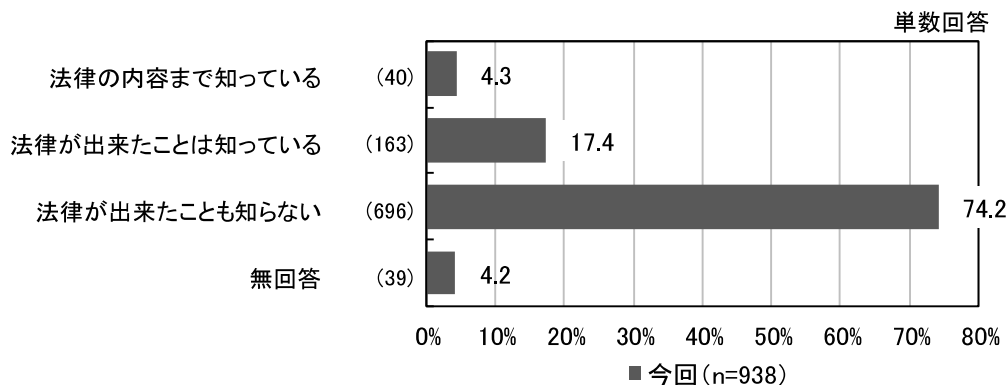
【年齢別】

年齢別で見ると、すべての年代で「同和問題への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実する」が最も高く、特に 40～49 歳で 61.8%と高くなっている。また、「えせ同和行為を排除する」が 40～69 歳で 30%台、「インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する」が 50～59 歳で 30.3%、「わからない」が 18～29 歳で 32.9%と他の年代に比べて高くなっている。

選択項目 \ 年齢	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
同和問題を解決するための啓発広報活動を推進する	15.3%	21.6%	23.2%	23.6%	25.8%	30.0%
同和問題への正しい知識を身に付けるための学校教育を充実する	51.8%	58.4%	61.8%	56.4%	55.5%	51.0%
同和問題にかかる人権相談、電話相談を充実する	14.1%	16.0%	14.5%	11.5%	17.4%	14.0%
えせ同和行為を排除する	18.8%	22.4%	31.4%	39.4%	32.3%	24.0%
同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる	10.6%	12.0%	16.4%	12.1%	22.6%	33.5%
インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する	16.5%	20.8%	24.2%	30.3%	28.4%	19.5%
同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておく	11.8%	13.6%	14.0%	11.5%	19.4%	22.0%
わからない	32.9%	18.4%	14.5%	15.8%	15.5%	15.0%
その他	1.2%	4.0%	4.8%	2.4%	0.6%	2.5%
無回答	7.1%	4.8%	4.3%	3.6%	3.2%	9.5%

- 平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、この法律をご存知ですか。次の中から1つお選びください。

「法律ができたことも知らない」が74.2%で最も高く、次いで「法律ができたことは知っている」が17.4%、「法律の内容まで知っている」が4.3%と続いている。



【年齢別】

年齢別で見ると、すべての年代で「法律ができたことも知らない」が最も高く、特に30～59歳で80%台と高くなっている。

選択項目 \ 年齢	年齢					
	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上
法律の内容まで知っている	2.4%	5.6%	4.3%	4.2%	5.8%	3.0%
法律ができたことは知っている	22.4%	6.4%	9.2%	10.9%	23.2%	31.5%
法律ができたことも知らない	74.1%	86.4%	82.6%	81.8%	67.7%	56.5%
無回答	1.2%	1.6%	3.9%	3.0%	3.2%	9.0%

『部落差別の解消の推進に関する法律』について

制定の背景

同和問題（部落差別）の解決に向け、昭和44年以来33年間の特別措置法により、国や地方公共団体のさまざまな取組の結果、同和地区（被差別部落）における生活環境の改善をはじめとする物的基盤の整備が進みました。

しかし、現在もなお、同和地区出身であることや同和地区に住んでいることを理由に、結婚や交際を反対される、就職の際に不利な扱いを受けるなどの差別があり、近年では、インターネット上において、差別的な書き込みがされたり、特定の地区が同和地区として掲載されたりという新たな問題も起きています。

このような状況を踏まえて、平成28年12月、部落差別のない社会の実現を目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

基本理念

部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

内容

国及び地方公共団体は、部落差別の解消に関する施策を講じること

国及び地方公共団体は、部落差別に関する相談体制の充実を図ること

国及び地方公共団体は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うこと

国は、部落差別の実態に係る調査を行うこと

ま と め

今回の人権意識調査では、北足立郡内において、同和問題（部落差別）の起源について「人種（民族）が違った」などと誤った認識を持つ人、同和地区や同和地区出身者を避ける意識を持つ人、差別につながる身元調査を容認する人が一定程度いることなどが明らかになりました。

わたしたち一人ひとりが同和問題について正しく理解し、同和問題の解決に向けて行動することが大切です。北足立郡内の市町では、引き続き、そのための教育・啓発に取り組んでいきます。